

熊本市学校規模適正化基本方針【概要】

第1章 基本方針策定にあたって

1 策定趣旨

近年、全国的に少子高齢化の進展が続いている現状において、社会全体に様々な影響が生じてきているところである。子どもの減少による小中学校の小規模化は、学校運営や教育効果等に様々な影響を与えることが考えられ、全国的な課題となっている。

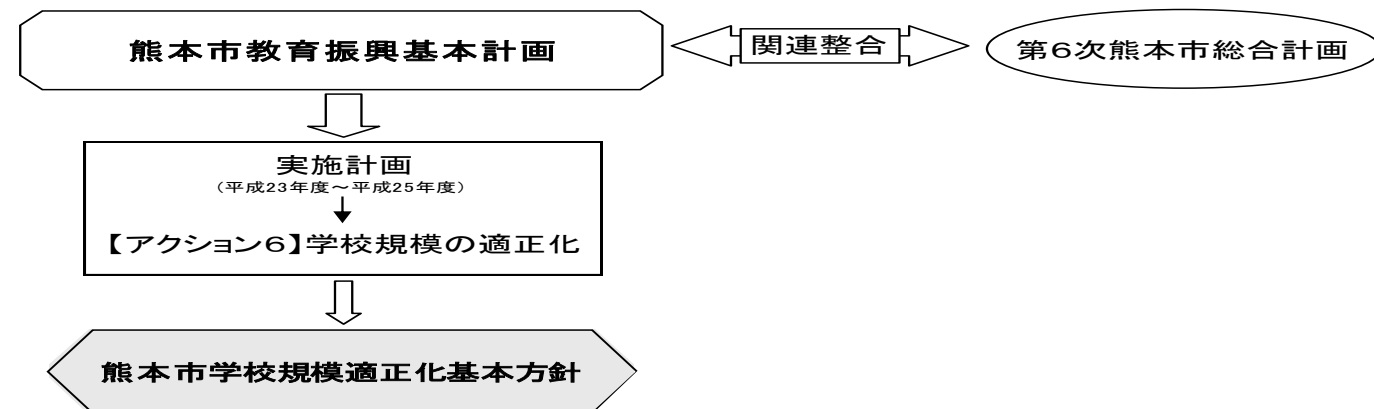
本市でも、小学校の児童数は、昭和58年、中学校の生徒数は、昭和62年をピークに年々減少傾向にあり、当時の児童数・生徒数と比較すると約3割の減少となっている。

このような状況に対応するため、平成24年7月に「熊本市学校規模適正化検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視点からご検討いただき、平成25年3月に意見をまとめた報告書の提出をいただいた。

教育委員会では、この報告書を受け、本市における小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、子どもたちにとって良好な教育環境の整備の充実に取り組むこととした。

2 基本方針の位置付け

「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、実施計画の重点的に取り組むアクションプログラムに位置づけ、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの教育環境の充実と向上を図ることを目的とし、今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図る。



3 検討委員会からの提言

平成24年7月設置・熊本市学校規模適正化検討委員会

（構成：学識経験者、地域団体代表者、保護者代表者、学校関係者、公募委員）

本市の小中学校における教育環境の現状や課題について3つの視点を基本に検討が行われた。

3つの視点

1. 子どものための教育環境整備を優先させる。
2. 全市的な視野に立ち適正化を推進する。
3. 学校、地域を配慮した計画に努める

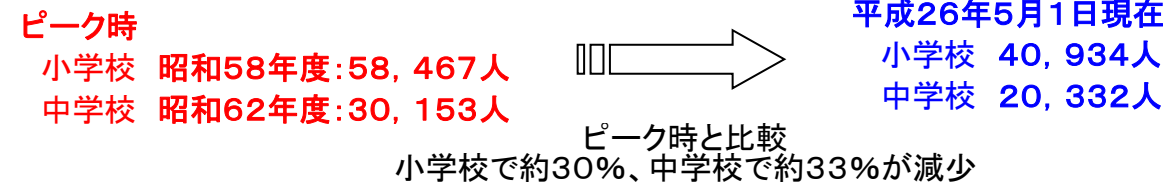
4 基本方針の見直し

この方針は、本市の小中学校の一定規模の確保に向けた、教育委員会としての考え方についてまとめたもの。今後、国の教育制度の改変等状況の変化があった場合は必要に応じて見直す。

第2章 市立小・中学校の状況

1 児童・生徒数と学級数の推移

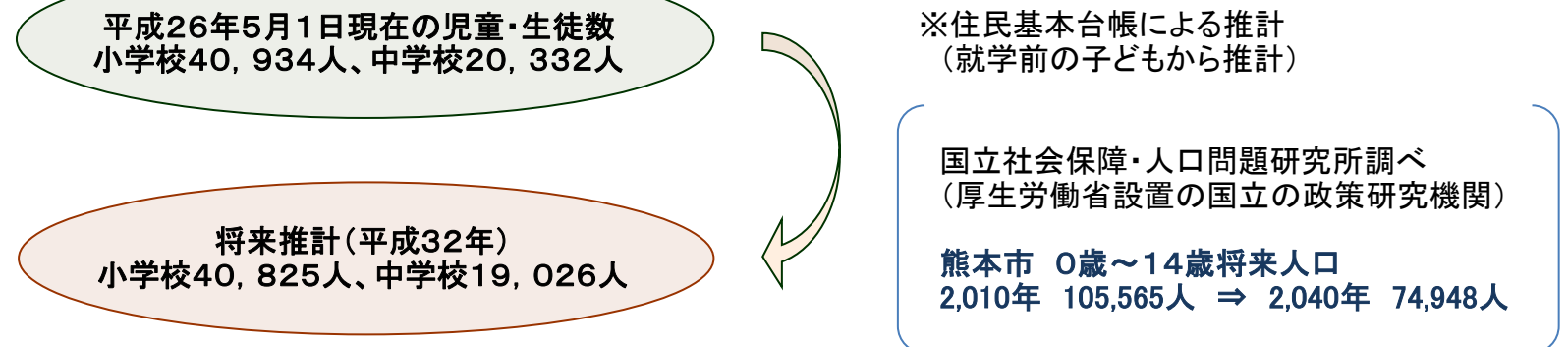
(1) 児童・生徒数



(2) 学級数 ※平成26年5月1日現在 通常学級のみ

小学校数 95校（分校含む）	中学校数 43校（分校含む）
・25学級以上（大規模校） 8校 （うち龍田小学校は分離新設校（龍田西小）を開校予定）	・25学級以上 5校
・12～24学級（適正規模校） 58校	・12～24学級 19校
・11学級以下（小規模校） 29校	・11学級以下 18校（分校1校）
29校のうち複式学級がある学校6校	18校のうち複式学級がある学校はなし
全学年単学級の学校17校	全学年単学級の学校2校

2 市内小中学校の将来推計



第3章 学校の適正規模・適正配置の必要性

1 学校の役割

学校は、子どもたちが知識や学力を身につけるだけでなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、生涯にわたる学習の基盤をつくることや、同世代の仲間との共同生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、さらには一人ひとりの長所を見出し、その個性・能力の伸長を図っていくことなどが求められる。

2 教育環境の充実

・一定規模の学校とすることで、学級数の増加に繋がり、教員も増員となり、小学校では、同学年の教員同士が指導方法等で協力したり、課題解決のアイデアを出し合うこともできる。中学校では各教科の専任の教員などの配置が可能になる。これにより、子どもたちは各教科の専任の教員から専門的な授業を受けることができる。
・学校内で教員相互の研修の機会も増え、教員同士も切磋琢磨し合い、資質及び指導力の向上にも結びつくことが期待できる。
・適正規模、適正配置を推進することで、子どもたちにグループ活動や習熟度別指導など多様な学習環境の提供や部活動選択肢の拡大、また、切磋琢磨による多様な価値観の醸成が期待されるとともに、施設の維持・管理の効率化を図ることができ、さらなる教育環境の充実が図られる。

第4章 適正規模・適正配置の基本的な方針

1 適正化の視点

本市が目指す学校教育の姿を実現するため、次の視点に基づき、学校規模の適正化に取り組む。

- 子どもたちの教育環境の充実
- 指導体制の充実
- 適切な学校運営

2 適正化の基準

- (1)適正規模の基準
- 【小学校】 12学級以上から24学級以下(一学年:2学級から4学級)
【中学校】 12学級以上から24学級以下(一学年:4学級から8学級)

- (2)通学距離の基準
- 【小学校】 おおむね4km以内
【中学校】 おおむね6km以内

第5章 適正規模・適正配置の方策

1 適正化の方策

学校規模及び配置の適正化については、次の方策により取り組む。また、実施検討にあたっては、それぞれの学校や地域の事情及び特殊性を十分考慮し選択する必要がある。

(1)小規模校の対応

その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、基準をもって隣接校との統合について検討する。
なお、複式学級のある学校及び複式学級が見込まれる学校は、最優先に統合を検討する。
また、地域の実情に応じ隣接校の通学区域の一部を編入するような通学区域の見直しについても検討する。

- 【統合検討基準】
- ・複式学級がある学校
 - ・全学年において単学級となる学校

(2)大規模校の対応

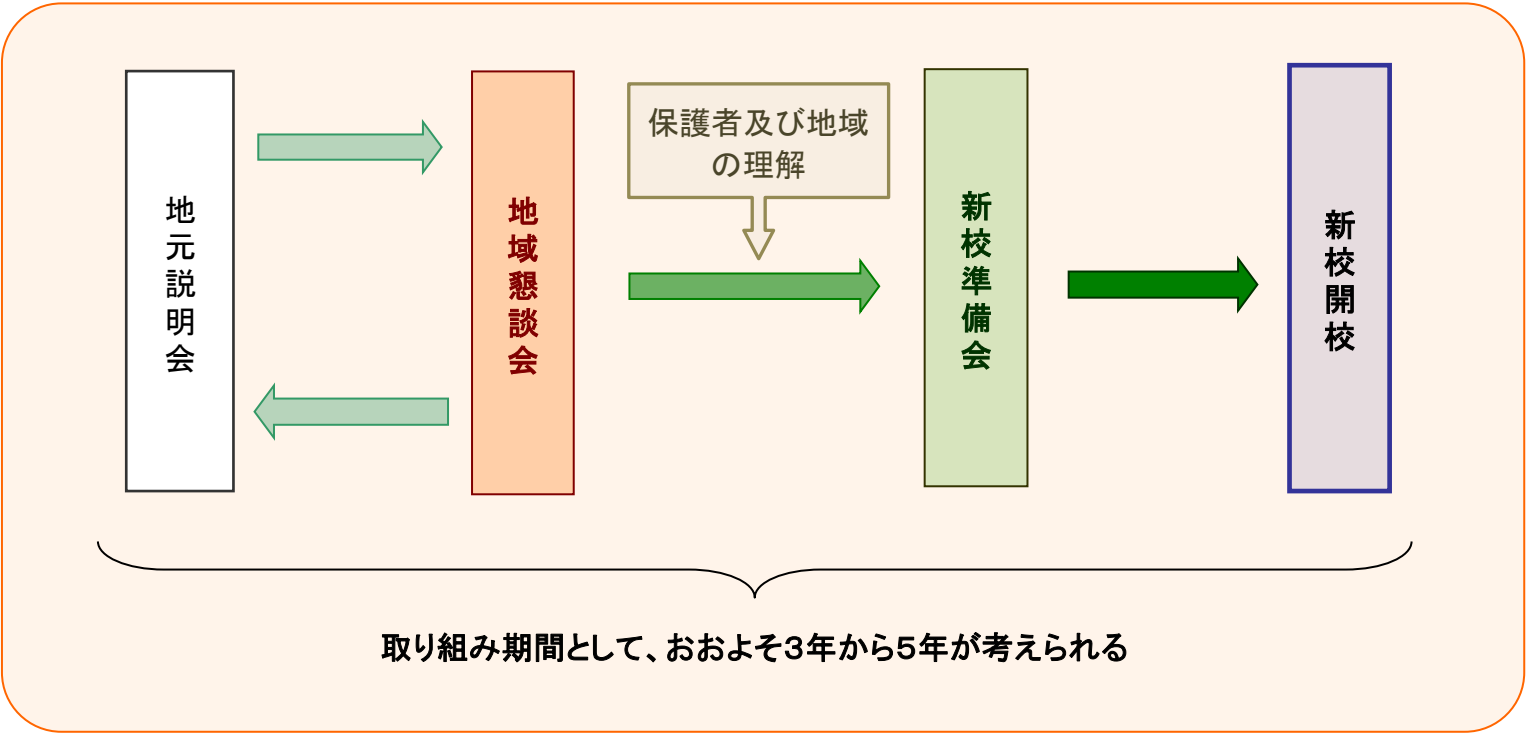
その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、長期的な視点をもって、通学区域の一部を隣接校の通学区域へ編入するような通学区域の見直しや緩衝地区の設定等について取り組みを検討する。
なお、31学級以上の過大規模校及び過大規模校が見込まれる学校は、最優先に検討する。
また、31学級以上の過大規模校となった場合には、分離校の設置について基準を定め、基準を満たさない場合は他の方策を検討する。

- 【分離校設置検討基準】
- ・長期間で31学級以上となる場合
ただし31学級以上で、将来の児童生徒数が減少傾向にない場合

2 適正化の手順

保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進める。

- (1)地元説明会の開催 ……保護者や地域住民の方々に対する地元説明会を開催する。
- (2)地域懇談会の設置 ……地域で構成する地域懇談会を設置し、校区における課題等の協議を行う。
- (3)新校準備会の設置 ……地域の理解を得られた場合、準備会を設置し開校までの検討事項等の協議を行いながら進める。
- (4)適正化の期間 ……期間を定めて進めないが、一つの取組みに対しておおむね3年から5年を要すると考える。

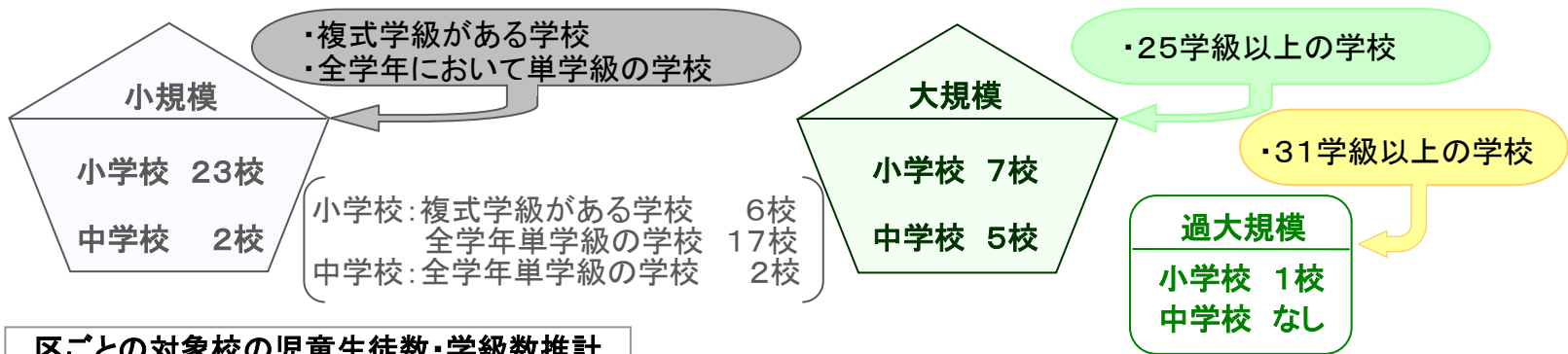


3 特に留意する事項

- (1)保護者、地域住民 の理解 …… 保護者、地域の意見・要望を十分踏まえて進める。
- (2)安全等に対する配慮 …… 歩道の確保や防犯灯の設置など、安全の確保に努める。
- (3)まちづくりとの連携 …… まちづくりの各種施策との整合性を考慮し、関係部局と連携を図り取り組む。
- (4)学校施設の有効活用 …… 廃止となる学校施設は、地域のニーズを踏まえ市として有効活用を検討する。
- (5)交流学习の充実 …… 統合が著しく困難な場合は、社会性を育成する交流学习の充実を図る。
また、適正化を行う場合、統合準備として統合校同士で計画的な交流学习も検討する。

第6章 適正化に向けた取り組み

1 検討対象校



区ごとの対象校の児童生徒数・学級数推計

区		26年度		⇒	32年度	
		児童数	学級数		児童数	学級数
中央区 (19校)		8,649	287	⇒	8,836	300
全学年 単学級の学校	本 荘	76	6		126	6
	慶 徳	124	6		178	7
	大規模校	855	25		773	25
大規模校	出水南	787	25	⇒	680	22
	東 区 (18校)	11,751	363		11,551	371
	小規模校なし	—	—		—	—
	大規模校	1,050	30		959	30
大規模校	託麻南	966	28	⇒	852	25
	長 嶺	961	27		1,006	31
	画 図	901	27		976	29
	託麻東	856	26		951	30
西 区 (16校、1分校)	複式学級 がある学校	4,436	164	⇒	4,252	157
	白浜分校	19	2		15	2
	松尾北	12	3		6	2
	松尾東	28	3		24	3
全学年 単学級の学校	松尾西	37	4		37	3
	芳 野	61	5		62	5
	古 町	117	6		129	6
	高 橋	122	6		113	6
	河 内	140	6		132	6
	小 島	168	6		123	6
	中 島	194	6		176	6
	大規模校なし	—	—		—	—
南 区 (21校)		7,839	270	⇒	8,101	286
複式学級がある学校	中 緑	45	4		30	3
	川 口	87	6		54	5
全学年 単学級の学校	鮑田南	116	6		120	6
	銭 塘	124	6		87	6
	奥古閑	138	6		123	6
	鮑田西	140	6		121	6
	大規模校なし	—	—		—	—
北 区 (20校)		8,259	278	⇒	8,085	279
全学年 単学級の学校	山 本	73	6		80	6
	田 原	98	6		91	6
	田 底	109	6		104	6
	吉 松	168	6		145	6
	山 東	176	6		175	6
	過大規模校	1,220	35		平成28年度 分離校開校予定	

区		26年度		⇒	32年度	
		生徒数	学級数		生徒数	学級数
中央区 (11校、1分校)		5,879	167	⇒	5,580	163
小規模校なし		—	—		—	—
大規模校	帯 山	1,001	27		862	23
	出 水	960	26		947	27
東 区 (9校)		5,524	154	⇒	5,008	146
小規模校なし		—	—		—	—
大規模校	長 嶺	993	27		959	27
	錦ヶ丘	959	26		739	21
西 区 (6校)		1,692	52	⇒	1,557	51
全学年 単学級の学校	芳 野	43	3		21	3
	河 内	97	3		70	3
	大規模校なし	—	—		—	—
南 区 (8校)		3,827	110	⇒	3,700	109
小規模校なし		—	—		—	—
大規模校	託 麻	1,024	28		1,041	29
	北 区 (8校)	3,410	101		3,181	94
小規模校なし		—	—	⇒	—	—
大規模校なし		—	—		—	—

2 今後の取り組み

第1段階

①複式学級がある学校

・河内小学校白浜分校 ・松尾北小学校 ・松尾東小学校 ・松尾西小学校

・中緑小学校 ・芳野小学校

②複式学級が見込まれる学校

・川口小学校

③過大規模校が見込まれる学校

・託麻南小学校 ・画図小学校 ・託麻東小学校 ・託麻西小学校 ・託麻中学校

※過大規模校の龍田小は、分離新設校(平成28年度:龍田西小を開校予定)により解消

第2段階

第1段階の対象とならない学校を第2段階として推移を見守りながら取り組む。